

## 学童保育所の次期指定管理者の選定方法について

令和 8 年度末で終期を迎える熊取町学童保育所の指定管理業務について、令和 9 年度から令和 1 3 年度までの次期指定管理者の選定方法について、次のとおり検討した。

### 1. 経過

子ども・子育て支援法（平成 27 年 4 月施行）を受け、平成 28 年 3 月に学童保育所条例を制定して指定管理者制度を導入後、以下のとおり指定管理業務を委託してきた。

指定期間	事業者の名称	選定方法
平成 29 年度～ 令和 3 年度	特定非営利活動法人熊取こどもとおとなのネットワーク (以下「NPO」)	公募
令和 4 年度～ 令和 8 年度	同 上	随意選定

### 2. 現状のクラブ数

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

校 区	指定管理分	入所児童数	臨時分（業務委託）	入所児童数
中央小学校区	4 クラブ	169 人	—	—
東小学校区	2 クラブ	110 人	1 クラブ	10 人
西小学校区	5 クラブ	195 人	1 クラブ	7 人
南小学校区	2 クラブ	63 人	—	—
北小学校区	4 クラブ	154 人	—	—
計	17 クラブ	691 人	2 クラブ	17 人

### 3. 課題

小学校児童数は町全体では減少傾向にあるものの、放課後等の安全・安心な子どもの居場所として学童保育所の利用を希望する保護者の割合は増加傾向にある。

本町では待機児童が生じないよう、指定管理者とも連携しながら、適宜クラブ数を増設するなど対応を行ってきたが、令和 8 年度は、指定管理者だけでは必要な支援員を確保することができなかつたため、やむをえず、指定管理者とは別の事業者（株セリオ）に管理運営業務を委託し、臨時学童保育所を開設した。

このような状況を踏まえ、次期指定管理者の選定に向けて、現行の臨時学童保育所や長期休業期間中の利用希望を含めた対応について NPO と協議を行ったところ、現在受託中の 17 クラブの管理運営も厳しい状況であり、安定的な運営を行うには 10 クラブ程度が適正と考えているとの回答を受けている状況である。

#### 4. 次期指定管理者の選定方法

本町の「指定管理者制度に関する運用方針」では、一定の要件を満たすことで、指定管理候補者の選定を公募によらず、随意選定（回数2回、期間10年以内を限度）ができる旨を規定しており、NPOについては、同規定を適用することで、あと1回（5年間）は随意選定の対象にすることができる。

本町としては、同じ事業者が、全小学校区・全クラブを一括して運営することが理想と考えており、NPOがその対応が出来ないのであれば、公募で選定すべきところではあるが、これまでの保育実績のほか、モニタリングや第三者評価の結果が良好であること等を踏まえ、NPOが運営可能な小学校区（事前協議により選定）については随意選定とし、残る小学校区を一括して管理運営できる事業者を公募により選定する。

①NPOによる随意選定とする小学校区・・・中央小学校区、北小学校区、南小学校区

②公募対象とする小学校区・・・・・・・西小学校区、東小学校区

#### 5. 今後のスケジュール（予定）

令和8年6月	NPOを随意選定とする校区の決定と公表（議員全員協議会后）
7月	第1回指定管理者選定委員会 募集要項配布、現地説明会、質疑受付・回答
8月	応募書類の受付
9月～10月	第2回～第3回指定管理者選定委員会
11月	議員全員協議会（結果報告）
12月	指定管理者指定議案の上程・議決 令和9年度入所申込受付・説明会
令和9年1月	指定管理者との基本協定の締結
4月	指定管理者との年度協定の締結・管理運営開始

## 学童保育所の指定管理者選定のイメージ

NPOが運営可能な校区を随意選定にて選定する。

NPOが受託しない校区を一括して公募し選定する。（選定はプロポーザル方式とする。）

学童	中央学童保育所				南学童保育所		北学童保育所				西学童保育所						東学童保育所		
クラブ名	レイ ン ポー	たん ぽ ぽ	ぽか ぽか	ハッ ピー	たけ のこ	とも かぜ	だる ま	あお ぞら	ペン ギン	しい のき	みらく る	なない ろ	ともだ ち	サニ ー	ナイ ス	大久 保	スタ ー	くれよ ん	久保
定員	50	55	45	30	52	38	47	47	42	43	50	45	39	32	32	19	47	65	20
指定管理者の 選定方法	NPOを随意選定にて指定管理者に選定（2回目）										指定管理者の一括公募								

※長期休暇限定利用学童の受入れについても、次期指定管理業務の一環として各担当校区のすべての児童を対象に実施することとする。